

越之湖デイサービスセンター

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(富山県指定 第1670700119号)

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援サービスを提供します。
事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。
当事業所の利用は、原則としてサービス事業対象者となられた方が対象となります。

目 次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付	6
6. 緊急時の対応	7
7. 事故発生時の対応	7
8. 個人情報の取扱いについて	7
9. 第三者評価による実施状況	7

1. 事業者

法人名 社会福祉法人 緑寿会
住所 富山県黒部市若栗 2 1 1 1 番地 (〒938-0802)
電話(代) 0765-54-0622 FAX 0765-54-3211
代表者名 理事長 漆 間 中 郎
設立年月日 昭和 6 1 年 7 月 1 4 日

2. 事業所の概要

(1) 施設の種類 介護予防・日常生活支援総合事業所
平成 2 7 年 4 月 1 日 富山県第1670700119号

当事業所は指定介護老人福祉施設越之湖に併設しています。

(2) 事業所の目的

サービス事業対象者について、介護予防ケアマネジメントに基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように援助することを目的とする。

(3) 事業所の名称 越之湖デイサービスセンター

(4) 施設の所在地 富山県黒部市堀切1002番地 (〒938-0041)

(5) 電話(代) 0765-57-3512 F A X 0765-57-3514

(6) 事業管理者 (越之湖施設長) 志 摩 哲

(7) 当事業所の運営方針

- ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・適切な介護技術をもって常に提供したサービスの質の管理、評価を行いその向上に努めます。

(8) 開設年月日 平成 1 2 年 4 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日 毎週月曜日から土曜日
ただし12月31日から1月3日までは除きます。

営業時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(10) 利用定員 35名 (通所介護含む)

(11) 通常の事業実施地域 黒部市内

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防・日常生活支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(職員の配置状況・通所介護含む)

職 種	職員の員数	職務の内容
事業管理者	1名(兼)	管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を統括する。
生活相談員	1名以上	生活相談員は、事業所に対する利用の申込みに係る調整、通所予防介護計画の作成等を行う。
介護職員	5名以上	介護職員は、介護予防・日常生活支援事業の提供にあたる。
看護職員	1名以上	看護職員は、利用者の健康管理、相談、助言等にあたる。
機能訓練指導員	1名以上(兼)	機能訓練指導員は、介護予防・日常生活支援事業の提供にあたり、利用者の機能訓練にあたる。

職員の勤務時間は原則として8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

※他に事務員(兼)、も配置しています。

4. 提供サービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が総合事業から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
があります。 |
|---|

(1) 総合事業給付の対象となるサービス（契約書第4条・参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常9割、8割又は7割）が総合事業から給付されます。

※選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防ケアマネジメントに沿い、事業所と利用者で協議した上でケアプランに定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的服务

- ・ 契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。
- ・ 送迎サービス ご契約者の希望により、送迎用車両にてご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動器の機能向上のための運動を実施します。

☆選択的サービス

① 口腔機能向上サービス

- ・ 言語聴覚士等（実態に応じて歯科衛生士等あるいは看護師等の記載）により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

② 栄養改善サービス

- ・ 管理栄養士等により、ご契約者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。

③ 生活機能向上グループ

- ・ 複数の利用者からなるグループに対して実施される、日常生活上の支援活動。

☆サービス提供体制強化加算

職員の配置体制による加算です。

☆介護職員等処遇改善加算

介護職員処遇改善交付金の効果を継続するための介護報酬（総合事業分、利用者負担分）からなる加算です。利用者負担は、区分支給限度額からの算定からは除外されます。

〈サービス利用料金（1月あたり）〉 （契約書第7条・参照）

別紙の料金表により、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から総合事業給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。

サービス利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。

介護予防ケアマネジメントが作成されていない場合は償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（2）総合事業の給付とならないサービス（契約書第5条、第7条・参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況および嗜好や季節に考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。
- ・食事時間 12：00～13：00
- 食費 別表 食費の利用者負担のとおり

② レクリエーション、趣味活動

ご契約者のご希望によりレクリエーション、趣味活動等に参加できます。利用料金は当面無料サービスです。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供の記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 1枚につき：実費

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについてはその費用をご負担いただきます。 おむつ代：実費/努めて現物をご持参ください。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条・参照）

- ① 前記(1)(2)の料金・費用はサービス利用翌月22日までに口座引落としにてお支払いください。（手数料は利用者負担とします。）
- ※1 引落しできない場合は（手続き中、手続きの不備など）は、指定の口座へ振り込みください。その場合は、振込み手数料は、利用者負担とします。
- ※2 引落としの際、残高不足などで処理した場合は、請求金額と引落とし手数料金をお支払いください。

振込先 口座名 越之湖 北陸銀行黒部支店 普通 4358350

(4) 利用中止、変更、追加（契約書8条・参照）

・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防・日常生活支援サービスの利用を中止又は変更、もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

○月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防ケアマネジメントに位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

○契約者の体調不良や状態の改善等によりケアプランに定めた期日よりも利用が少なかった場合、又はケアプランに定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

○ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量がケアプランに定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防・日常生活支援事業者と調整の上、介護予防ケアマネジメントの変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

○月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- ア、月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- イ、月途中に要支援から要介護に変更となった場合
- ウ、同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

5. サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、介護予防・日常生活支援総合事業の提供するサービスを受ける際には、管理者の指示した事項を遵守するものとします。

6. 苦情の受付 (別紙① 契約書第23条・参照)

(1) 当事業所における苦情の受付窓口

○苦情解決責任者 施設長 志摩 哲

○苦情受付窓口 生活相談員

TEL 0765-57-3512

○受付時間 毎週月曜日～土曜日（12月31日から1月3日を除く）

8 : 30 ~ 17 : 30

※ 事業所内に苦情メモ「投函箱」を設置しています。

[illegible]

(3) 行政機関とその他苦情受付機関

・ 黒部市役所 福祉課 黒部市三日市1301

TEL 0765-54-2111

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）

8 : 30 ~ 17 : 30

・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 黒部市北新199

TEL 0765-57-3303

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）

8 : 30 ~ 17 : 30

・ 富山県国民健康保険団体連合会 富山市下野豆田995-3

TEL 076-431-9833

○受付時間 毎週月曜日～日曜日24時間(土、日・時間外留守番電話)

・ 富山県福祉サービス運営適正化委員会 富山市安住町5-21

TEL 076-432-3280

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9 : 00 ~ 16 : 00

7. 身体拘束について

事業者及びサービス従業者は契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

8. 虐待の発生又は再発の防止の対応について

ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、指針を整備し、定期的な委員会の開催、研修を実施しサービス従業者へ周知徹底を図ることとします。

9. カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方

利用者様又はご家族等から言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名の対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

10. 緊急時の対応方法について（別紙②）

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

《緊急時の連絡先》必ず通じる方の電話（携帯電話）を記載して下さい。

氏 名	(続柄)
電話番号	() —
住 所	

主 治 医	名 称 :
	電話番号 () —

1 1. 事故発生時の対応（別紙③）

- （１）当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には必要に応じ、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- （２）当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 2. 非常災害対策

- （１）介護予防・日常生活支援総合事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- （２）非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。
- （３）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けます。

1 3. 個人情報の取扱いについて

利用者に対する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人緑寿会個人情報に関する基本規程による。

1 4. 第三者評価の実施状況について・・・実施していない

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

越之湖デイサービスセンター

説明者・職名 生活相談員 氏名

私は本書面に基いて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援サービス提供開始に同意しました。

契約者・住所

氏名

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わってその署名を代行します。

署名代行者

住 所

氏 名

(契約者との関係：)

立会人（家族）

住 所

氏 名

(契約者との関係：)

電話番号